

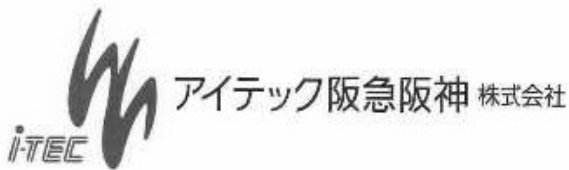
判決年月日	平成２３年６月２８日	担当 部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成２３年（行ケ）第１０００４号		
○ 「アイテック阪急阪神株式会社」及び「iーTEC」の文字と図形との組み合わせからなる本願商標について、「アイテック阪急阪神」の部分が要部であるとした上で、その部分を中心として、「アイテック株式会社」の文字からなる商標（引用商標１）及び「I T E C」の欧文字からなる商標（引用商標２）と対比し、これらが類似しないとされた事例			

（関連条文） 商標法4条1項11号

本件は、原告が、本願商標について商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、これを不服として審判請求をしたが、特許庁から請求不成立の審決を受けたことから、その取消しを求めた事案である。

争点は、引用商標1及び2との類否（商標法4条1項11号）である。

【本願商標】



【引用商標1】

アイテック株式会社

【引用商標2】

ITEC

本判決は、次のとおり判示して、本願商標の要部は「アイテック阪急阪神」の部分であると認定した上で、この部分を中心として本願商標と引用商標1及び2とを対比すると、本願商標と「阪急阪神」部分を含まない引用商標1及び2とは、外観、観念、称呼が異なり、取引の実情における特段の事情も認められないとして、これらの類似を否定し、類似を肯定した審決を取り消した。

「（本願商標について、）……「アイテック阪急阪神」の文字が、同じ大きさを一体として記され、中央の大きな面積を占めていること」……等からすると、「本願商標に接した需要者等は、中央の「アイテック阪急阪神」の文字部分を一体のものとして強く意識することが多いものと認められる。

また、「アイテック阪急阪神」の文字部分からは、「アイテックハンキュウハンシン」の称呼を生じるが、この程度であれば、商標として冗長というほどではない。加えて、「i-T E C」の文字や「アイテック」の文字部分は造語ではあるものの、特徴的な外観、観念、称呼を有するものではない。そして、「i」がインフォメーションの頭文字として多方面で使用される欧文字であり、「T E C」もテクノロジーなる科学技術一般を指す単語を表す3文字の欧文字として思い付きやすく語呂のよい文字群であって我が国で広く使用されていることから、「i-T E C」の文字はこの2つを結び付けたにすぎないものとして、識別力において強い印象を与えないのに対して、「阪急阪神」の文字部分は、関西を本拠とする著名な私鉄である阪急と阪神を中心とし、近時村上ファンドの動きにより実現した企業グループのホールディングスとして世間の耳目を集めた阪急阪神グループの略称であって、特に強い印象を与えるものである。

このような本願商標においては、「アイテック阪急阪神」の文字部分が一体として把握され、強い自他商品識別力を有するものと理解し、そこに要部を認めるのが自然であり、「i-T E C」の文字や「アイテック」の文字部分だけを抽出して他人の商標との類否を判断するのは相当ではない。次の……判断においては、この要部を中心に対比するのが相当である。」